

順治二年（1645）の蘇州（8）

滝野 邦雄

六月五日②

さて、屋敷の器物を打ち壊された徐汧・李模・蔣燦の経歴などについては、以下のようである。

【徐汧】

徐汧の邸宅は、現在の呉趨坊中段の西側、東は呉趨坊、西は石塔横街の周五郎巷にあった。

徐忠節公汧の宅は周五郎巷に在り。宅後に「二株園」有り。一名「尹氏園」なり（同治『蘇州府志』卷第四十五・第宅園林一・呉縣・明・「徐忠節公宅」条・三十六葉）。

民國『吳縣志』には、庭園は所有者が変遷し、民國の時期には、すたれてしまったと伝える。

徐忠節公汧の宅は呉趨坊の周五郎巷に在り。宅の後に「二株園」有り。一に「尹氏園」と名づく。忠節（徐汧）京師に官たりし時、其の仲子の〔徐〕貫時（徐柯。字は貫時）貴公子を以て家居す。性跌宕（勝手気まま）なるを喜び、賓従を招攜（招待する）し、兄の枋の孤介獨立なる者と同じからず。嘗て「二株園春玩圖」を繪く。圖中に姫侍・音楽・狗馬・禽魚・花木・亭榭・水石の勝、豪侈を備極す。後、忠節（徐汧）殉国し、〔徐〕貫時流落（衰落）して轉徙し、園遂に他人に屬す。嘉〔慶〕・道〔光〕の間に范氏の所有と爲る。今、益々頹敗（すたれる）し、問う可からず（民國『吳縣志』卷第三十九上・輿地考・第宅園林・明・「徐忠節公宅」条・二十八葉）。

（徐汧の邸宅は、呉趨坊の周五郎巷にあった。邸宅の後ろには「二株園」というものがあり、「尹氏園」とも呼ばれていた。徐汧は北京で官僚をしていた時、次男の徐柯が、高官の子弟として、ここに住んでいた。次男の徐柯は、好き勝手にして、賓客などを招待したりした。これは、長男の徐枋が品行方正で世俗に付和しないのとは異なっていた。以前、「二株園春玩圖」が描かれ、そこには姫侍・音楽・狗馬・禽魚・花木・亭榭・水石の奢侈を尽くしていたありさまが描写されていた。後に徐汧が殉国し、次男の徐柯は落ちぶれて移転し、庭園はとうとう他人の手に渡った。嘉慶・道光年間には、范氏の所有するところとなった。今では、ますます廃れてゆき跡形もなくなった）

徐汧の経歴について、『明季南略』はつぎのように伝える。

徐汧、字は九一、號は勿齋、長洲の人なり。崇禎元年戊辰の進士となり、庶吉士に改められ、簡討を授けられ、右春坊右庶子に累遷す。庚辰（崇禎十三年：一六四〇年）、禮闈を分

考し、辛巳（崇禎十四年：一六四一年）、奉差（勅命を受けて派遣される）もて南歸し、尋いで丁憂す。南京 建國し、詹事府少詹事兼翰林院侍讀學士に起こさる。公（徐汧）事の爲す可からざるを知り、官に之^ゆかず。乙酉（順治二年：一六四五年）閏六月、大清の兵〔蘇州に〕至り、令を下して薙髮せしむ。公（徐汧）屈辱せざるを誓いて曰く、此を以て膝を屈せず。被髮せざるの身もて、先帝（崇禎帝）に地下に見えん、と。遂に虎邱の後溪に自沈して死す。己巳（崇禎二年：一六二九年）の難ありてより、公（徐汧）都中より書を故人に寄せて曰く、明天子 上に在れば、萬萬も虞^{うれ}うる無きを知る。然れども事勢 危急なり。卽し知る可からざる有れば、惟だ一死を以て君父に報ぜん、と。甲申の變、公（徐汧）方に里居す。號慟して絶えんと欲す。是の年、烈皇（崇禎帝）の聖誕（崇禎帝は萬曆三十八年十二月二十四日（西曆一六一一年二月六日）生れ）に感激（感情が極まる）し詩四章を賦し、言言 血涙（甚だしく嘆き悲しむ）す。自から畫像に題して曰く、汧乎、^{なんじ}而甲申三月十九日の事を忘れんや。^{なんじ}而先皇（崇禎帝）の厚恩を受け、待するに師臣の禮を以てす。^{なんじ}而子が枋・柯 穉子（若い子）を以て一たび賢書（合格者名簿）に登り、一たび廩餼（生員の禄）を食す。尺寸も皆な先皇（崇禎帝）の賜なり。^{なんじ}而斷腸の納肝（忠烈）以て國難に殉ずる能わず、復た請纓（進んで従軍する）枕戈（戈を枕にして）以て國恥を雪ぐ能わず。^{なんじ}而 偃息（平静）に牀に在るは、何をか爲す者なるや。義としては當に寢苦すべし、罪としては當に蓆藁すべし。此の寢苦・蓆藁の心を存し以て「爾が子を教誨し」（『詩經』小雅・小宛に「教誨爾子，式穀似之（爾が子を教誨するに、^{よき}穀をもつて之に似せしめん）」）、其の大義に勉めんことを庶幾う。厥の父の儉情（いいかげんでだらしない）にして恩に負^{おむ}くが若くすること母きなり、と。蓋し公（徐汧）の忠義は天性に出づ。軀を捐てて國に報ずるは、其の志の然るなり。公（徐汧）少きより兄の〔徐〕養淳に就學す。〔徐〕養淳は陳文莊（陳仁錫）の妹婿爲り。因りて公（徐汧）の文を見るを得て、之を奇として曰く、「吾が里中に乃ち湯若士（湯顯祖）有り」と。後、公（徐汧）翰林に在りて、毎に人に向いて文莊（陳仁錫）の言を述ぶ。知己の感有ればなり。公（徐汧）の長子の孝廉の〔徐〕枋 公（徐汧）の没してより後、門を杜^{とど}して城市に入らず（『明季南略』卷之四・「徐汧沈虎邱後溪死」条）。

（徐汧、字は九一、號は勿齋、長洲の人で、崇禎元年戊辰科（一六二八）三甲一百四十二名の進士である。庶吉士となり、翰林院に留まり翰林院の本官である簡討を授けられた。そして、右春坊右庶子（詹事府に属する。正五品。左右あり）に異動となった。庚辰（崇禎十三年：一六四〇年）に會試の分考官となり、辛巳（崇禎十四年：一六四一年）には勅命派遣によって南に帰り、それに続いて喪に服すことになった。南京で福王弘光帝政權が成立すると、詹事府少詹事兼翰林院侍讀學士に起用された。公（徐汧）は、事を行なうことができないのを理解し、官に就こうとはしなかった。乙酉（順治二年：一六四五年）閏六月に大清の軍勢が蘇州に到着し、命令を出して薙髮させた。公（徐汧）は、辱めを受けな

いことを誓って、「このために膝を屈することはしない。[夷狄のような] ざんばらの髪にしないままで、地下の先帝（崇禎帝）にお目にかかろう」と言った。そして、虎丘の後溪に飛び込んで亡くなった。己巳の難（崇禎二年（一六二九年）に清の太宗がはじめて北京を攻撃した）より、公（徐汧）は北京から知人に書簡を送り、「すぐれた天子さまがいらっしゃるので、絶対に憂えることはないのはわかっています。ですが、事態は差し迫って危うくなっています。もしも計り知れないことがあれば、この命を天子さまにささげます」と伝えた。北京が陥落し崇禎帝が亡くなった時、公（徐汧）は、ちょうど故郷に隠居していたが、嘆き悲しんで、息も絶えるばかりであった。この年の烈皇（崇禎帝）の誕生日（十二月二十四日）に、感極まって詩四章を作成した。字句にはたいへんな悲しみがあふれていた。そして自画像につぎのような題を書いた。それは、「徐汧よ、お前は崇禎帝が亡くなった甲申三月十九日の事を忘れたのか。お前は先皇（崇禎帝）の厚恩を受け、翰林院の官員としてもらった。お前の子供の徐枋と徐柯とは、若いにもかかわらず試験に合格して、生員としてもらった。わずかなものですらすべて先皇（崇禎帝）の賜物である。お前は、忠節でなくこの国難に殉ずることができず、また従軍して武器を取り国恥をはらすこともできない。お前が静かに床にいるのは、何をするためであるのか。義としては服喪すべきであり、罪としては粗末なところで寝起きすべきである。この気持ちをもってお前の子供を教え諭せ。そして、大義に努力するように望む。父（徐汧）がいい加減でだらしく、ご恩に背いたようなことはするな」というのである。おそらく公（徐汧）の忠義は天性から出たものであろう。自分を犠牲にして国家に報いようとしていたのは、その志からはっきりしている。公（徐汧）は、若い時から兄の徐養淳に就いて勉強した。徐養淳は、陳文莊（陳仁錫）の妹婿であった。そこから、陳文莊（陳仁錫）は公（徐汧）の文章を見ることがあり、それを高く評価して、「我が家（故郷）には、湯若士（湯顯祖）がいる」と言った。後に、公（徐汧）が翰林院にいた時、いつも人に向かって陳文莊（陳仁錫）の発言を述べた。自分のことを知ってもらったという気持ちがあったからだろう。公（徐汧）の長子の孝廉の徐枋は、公（徐汧）が亡くなってからは、隠居して門を閉ざし、蘇州城には入らなかった）

また、『明末忠烈紀實』ではつぎのように言う。

[徐] 汧、字は九一、號は勿齋、蘇州長洲の人、崇禎戊辰（崇禎元年戊辰科（一六二八年）三甲一百四十二名の進士）の進士なり。庶吉士に選ばれ、檢討を授けられ、[右春坊] 右諭德（詹事府に属する。従五品。左右あり：『明季南略』では「右春坊右庶子」（正五品）とする）に遷る。奉使（勅命を受けた使者となる）して江西の益藩を封ず。歸るに病請（病人を見舞う）を以てす。南渡ありて少詹事に起こさるるも、赴かず。書を當事（在職の人たち）に致して言う、今日、賢邪の辨、厳しくせざる可からず、而して異同の見（異なった見解）、化（ひとつにする）せざる可からず。君・民を以て心と爲せば、則ち和一（調和

を保ち一致団結する) 至らん。必ずしも合黨連群^①(徒党を組み仲間を作る)せず、而れども自から不同無し。職掌を以て務と爲せば、則ち猷念^② 各々分たる。必ずしも黨を破り群を渙(解散)^{かん}せず、而して自から異ならざる無し。人を用いる者は此れを執りて衡と爲せ。其の君に忠にして民を愛し、精白なる乃心あれば、君子と爲す。否なれば則ち小人なり。職を脩め業に就き(職務に従事して働く)、竭節(固く節操を守る)在公なる者は君子と爲す。否なれば則ち小人なり。[このようであれば]流品 區明にして、澄皴(整然とした状態)^{そむ}く無し。故に人 異同を立つを爲すも、而れども賢・邪の界限^{しか} 以て明らかなり。異同の化するを知らず。而れども賢・邪の流品 始めて出づ。夫れ先帝(崇禎帝)十七載の乾惕^④(憂い)あるも、卒に海内をして鼎沸(動乱する)し、社稷をして邱墟(廢墟)せしむ。其の故は何ぞや。良に頻年以來の是非混淆するに由り、士大夫 精神志慮あるも、未だ嘗て君民の爲に勤恤し、職掌(職務)の爲に究圖せず。其の末流を極め、乃ち主上を漠視(輕視)し、身を寇仇に委ぬるに至る。豈に痛まざらんや。今、百爾 位に在り、自から當に洗心滌慮(徹底的に改悔する)し、體骨を以て媚びず、耿介(清廉)特立(高潔)の人を遠ざくること勿く、惇愷(至誠)を以て無華(質朴誠実)にして、專心向公の士を失うこと母かるべし。並びに賢哲(才能があり才知にたけた人)を建て、「明らかに試みるに功を以てし」^⑤、各々職業を修め、「思うこと位を出でず」^⑥。[そうすれば]朝廷 正しくして、始めて撻伐(討伐)を言う可し、と¹⁾。大兵 江を渡る。[徐] 汧 其の子の[徐] 枋に謂いて曰く、國事 支えられず。吾が死期 近し、と。乙酉六月四日、郡城 守られず。[徐] 汧 郷に在りて之を聞き、夜に自縊す。僕 覺りて之を救えば、死するを得ず。朱薇(字は志雲：道光『重刊續纂宜荊(宜興・荊溪)縣志』卷九之一による) 曰く、公(徐汧)は大臣なり。義としては死せざる可からず。然れども當に歸りて家に死すべし、と。[徐] 汧 之を然りとす。閏六月、郡人 出でて大帥を迎う。[徐] 汧 小舟を虎邱に掉さし、人に語^つげて曰く、此の膝を屈せず・薙髮せざるの身を留め以て先帝・先人に地下に見えん、と。自沉して死す(『明末忠烈紀實』卷十八・殉國傳・「徐汧」)²⁾。

①漢・張衡の「西京賦」に「輕死重氣、結黨連群(〔信陵君や孟嘗君のまねをして〕死を輕んじ氣を重んじ、黨を結び群れを連ぬ)」。

②『書經』盤庚中に「汝分猷念以相從、各設中于乃心(汝 猷念を分かち以て相い従い、各々中を乃の心に設けよ：お前たちは私と猷^{はかりごと}と念いと分かち従い、心に片寄らない基準を定めよ)」：『書集傳』の訓みによる。

③『書經』康王之誥に「雖爾身在外、乃心罔不在王室(爾が身 外に在ると雖も、乃の心 王室に在らざること罔かれ：皆の体は外土にあって諸侯となつていても、皆の心は王室になくはならない)」。

④努力をやめず、つねに恐懼する：『易』乾卦・九三爻辭に「君子終日乾乾、夕惕若。厲無咎(君子 終日乾乾たり、夕べまで惕若たり。厲けれど咎なし)」。

⑤『書經』舜典に「敷奏以言、明試以功(敷き奏めるに言を以てし、明らかに試みるに功を以てす)」。

⑥『易』艮卦・象傳（大象）に「君子以思不出其位（君子 以て思うこと其の位を出でず）」。

（徐汧，字は九一，號は勿齋，江蘇長洲の人，崇禎元年戊辰科（一六二八）三甲一百四十二名の進士である。庶吉士となり，翰林院に留まり翰林院の本官である檢討を授けられた。そして，右春坊右諭德（詹事府に属する。従五品）に異動となった。勅命を受けて江西の益王の任命の使者となった。復命して病人を見舞うことを理由に帰郷した。福王弘光帝の

- ✓ 1) この徐汧の「書を當事に致して言う」という書簡は、『南渡録』（卷之一・「崇禎十七年五月乙卯（二十八日）」条）と『三垣筆記』（筆記下・補遺）にも、

〔徐〕汧 時に里居し，時事（時局）に感憤（憤慨）し，在朝の同事に書を貽りて曰く。
として引用される。ただしすこし異同がある。

- ✓ 2) 『増訂晩明史籍考』の謝國楨の按語に、

溫睿臨の『南疆逸史』は即ち此の書（『明末忠烈紀實』）を以て藍本（よりどころとなった書物）と爲す（『増訂晩明史籍考』卷九・總記・南明史乘・「明末忠烈紀實二十卷」条）。

とあるが，独自の記述もある溫睿臨（字は鄰翼，一字は令貽，号は晒園。浙江烏縣（今の吳興）輯里の人。康熙乙酉科（康熙四十四年：一七〇五年）の舉人）の『南疆逸史』は、「徐汧」についてつぎのように記している。

〔徐〕汧，字は九一，號は勿齋，長洲の人，崇禎戊辰（崇禎元年戊辰科（一六二八年）三甲一百四十二名の進士）の進士なり。庶吉士に選ばれ，檢討を授けられ，〔右春坊〕右諭德に遷る。黃道周の謫せられるや，〔徐〕汧 上疏して輿僭に罷斥（罷免）せられんことを請う。上（崇禎帝）之を切責（厳しく叱責）す。奉使（勅命を受ける）して江西の益藩を封ず。歸るに病請（病気を理由）を以てするも，在藉（官僚としての籍は残したままであった）す。〔崇禎十七年〕京師 陥ると聞き，働き幾んど絶えんとす。〔徐〕汧 雅づね交遊を好み，聲伎（歌姫舞女）を蓄う。是に至り悉く屏去（退ける）し，獨り一室に居る。南渡ありて少詹事に起こさるも，赴かず。書を在事（在官の人たち）の諸臣に致して言う，今日，賢邪の辨，明らかにせざる可からず，而して異同の見（異なった見解），化（ひとつにする）せざる可からず。諸君に在りては君・民を以て心と爲し，職掌を以て務と爲すのみ。其れ君に忠に民を愛し，精白なる乃心（『書經』康誥）ある者は君子なり。否なれば則ち小人なり。職を脩め業に就き，節を竭くし公に在る者は，君子なり。否なれば則ち小人なり。此れを執りて衡と爲せば，流品 明らかにして，澄敝（整然とした状態）當れり。豈に必ず人 異同を挟まんや。先帝十七載の中，憂勤乾惕すること一日の如くする有るも，卒に海内をして鼎沸（動乱する）し，社稷をして邱墟（廢墟）とせしむ。良に頻年以來，是非混淆するに由り，士大夫 精神智慮あるも，君民の爲にせず，職掌（職務）を念わず，乃ち主上を漠視（輕視）し，身を寇仇に委ぬに至る。豈に痛しからざらんや。禍 君國に及び，身も亦た之に隨う。然らば則ち朋黨 相い傾（お互いに攻撃する）くも，何の利か之れ有らん。今，喪敗（混乱した時勢・政局）の餘，人 危懼を思い，宜しく前事を戒しめ，覆轍を蹈むこと（前の失敗を繰り返す）勿れ。耿介（清廉）特立（高潔）の人を尊とび，惇樞（至誠）無華（質朴誠実）の士を尙とび，並びに賢哲（才能があり才知にたけた人）を建て，「明らかに試みるに功を以てし」（『書經』舜典），各々職業を修め，「思うこと位を出でず」（『易』艮卦象傳（大象））。〔そうすれば〕未だ人心 不正にして能く傾側（衰退）を支措（支える）する者有らざるなり，と。大兵 江を渡る。〔徐〕汧 其の子に謂いて曰く，國事 支えられず。吾が死 逼れり，と。出でて村舎に居る。乙酉六月四日，郡城 守られずと聞き，夜に自縊す。僕 之を救いて甦る。其の友の朱薇 曰く，公は大臣なり。野死するは可なるか，と。〔徐〕汧 曰く，郡城は吾が土に非ず。我 何れの家か有らん，と。閏六月十一日，虎邱の後河に自沈せんとし，人に語けて曰く，此の膝を屈せず・薙髮せざるの身を留め以て先帝・先人に地下に見えん，と。一老僕 之に隨いて同じく死す。盛暑なるも數日腐せず。色 生きるが如し。郡中 赴哭する者數千人。長子枋，字は昭法。弱冠にして（崇禎十五年：一六四二年）の賢書に登る。父の死節を痛み，隱居して仕えず。素より高行有り（『南疆逸史』卷十三・列傳第九・「徐汧」）。

政権が成立すると、少詹事として召し出されたが、出仕しなかった。書簡を官員となった人たちに送ってつぎのように述べた。「今は賢と邪の区別は、厳しくしなければいけません。そして異なったそれぞれの意見は、化してひとつにしなければいけません。[官員となった者たちは] 君主や人々の気持ちを自分の気持ちとすれば、調和を保ち一致団結に至ることができます。かならずしも徒党を組み仲間を作らなくても、同じでないということはありません。職務を尽くすことに努力するならば、^{はかりごと おも} 猷と念いとは分かたれて片寄らない基準が定められるでしょう。グループを解消し仲間と離れ離れにならなくても、異なるということはありません。人々を登用する者はこのことを基準としてください。そもそも君に忠であり民を愛し、清廉潔白な気持ちがあれば、君子であります。そうでなければ、小人です。職務に従事して働き、固く節操を守って公正である者は、君子であります。そうでなければ、小人です。このようであれば、秩序は明確であり、整然とした状態は混乱することはありません。そうしたことから人が異なったことをしても、賢・邪の境界ははっきりします。異なったそれぞれの意見がひとつになっていることを知らなくても、賢・邪の秩序は最初にそこに出てきます。そもそも先帝（崇禎帝）の十七年間の乾惕（昼夜を分かたない努力と憂い）があったものの、とうとう天下が動乱するような状況になり、国家が廢墟となってしまいました。その理由は何なのでしょう。たしかに連年にわたって是非が入り混じるようになったことから、読書人たちは気持ちや意志はあるものの、君主や人々を思いやろうとせず、職務に励もうとせず、そのすたれ衰えた世の状態を極め尽くし、主君を軽視し、仇敵に身をゆだねるようになりました。どうして痛まないでおられましようか。いま、位にいらっしゃる皆さんは、ご自身から徹底的に悔い改められ、心の根底から媚びへつらい、清廉で高潔な人を遠ざけないでください。至誠から質朴誠実で心から公正な人物を失うようなことはやめてください。そうして、賢哲（才能があり才知にたけた人）を任命し、仕事の能力があることを明らかにし、それぞれが自分の職務に従事し、その止まるところに留まり、分を越えさせない。そうすれば、朝廷は正されて、始めて討伐のことを言うことができるのです」と。清政権の軍勢が長江を渡った。徐汧は、長子の徐枋に、「福王弘光政権は、維持できなくなった。私の死ぬ時期が近づいてきた」と言った。順治二年六月四日、蘇州城は降伏した。徐汧は、近郊でこのことを聞き、夜に自殺した。従僕が気づき助けたので、死ぬことはなかった。[友人の] 朱薇が、「公（徐汧）は大臣の職にありました。だから、義としては死なないわけにはいけません。しかし自宅に帰って自死すべきです」と言った。徐汧は、それをもっともなことだとした。閏六月に蘇州の人たちが清政権の軍勢を出迎えた。徐汧は虎丘に向かって小舟に棹さして、人に「この膝を曲げず、薙髪もしていない体で先帝や先人にお目にかかろう」と述べて、飛び込んで亡くなった）

そして、以上のような様々な史料を取捨選択して書かれた『明史叢』（雍正元年（一七二三）

上呈)は、つぎのように記す。

徐汧、字は九一、長洲の人なり。生れて末期（一年に満たない）にして孤なり。稍々長じて砥行（品行を錬磨して道徳を修養する）し、時名（評判）有り。天啓五年（一六二五）、魏大中 逮（逮捕）され蘇州を過ぐ、[徐]汧 金を貸（用立てる）して其の行くを資く。後、周順昌 逮（逮捕）され、緹騎^{ほしいまま}横に錢を索む。[徐]汧と楊廷樞 之を斂財（寄せ集める）經理（処理）す。崇禎元年（一六二八）、[徐]汧 進士と成り（崇禎元年戊辰科：一六二八年）、庶吉士に改められ[翰林院に留まり]、檢討を授けられ[翰林院の本官となる]³⁾。中允の黃道周 錢龍錫（字は稚文、號は機山、江蘇華亭の人。萬曆七年（一五七九）～順治二年（一六四五）。萬曆三十五年丁未科（一六〇七）二甲十八名の進士）を救うを以て貶官（降格処分）となる。同官の倪元璐、己を以て謫に代らんことを請うも、[崇禎]帝 允さず。[徐]汧 上疏して力めて[黃]道周・[倪]元璐の賢を頌え、因りて自から罷黜（罷免）されんことを請うも、忤旨もて詰責さる。[徐]汧 復た上疏して曰く、人情は榮利に溺る。[だから]、[倪]元璐の換職（翰林院の職から外官に左遷してもらいたい）の説を聞きて必ず共に指して狂愚と爲す。臣（徐汧）の「請斥之疏」を聞くに及べば必ず且に其の沽激（本心をごまかして名前を売る）を嫉まんとなす。「賢を推し能に譲り（賢者を推挙し才能のある者に譲る）^①、蓋臣（忠臣）の務む所、「進み難くして退き易き」^②の儒者の風を知らざるなり。問者（最近）、陛下（崇禎帝）の委任の意 外廷に希注するも、防察（監督の任務）の權は輒ち閹寺（宦官）に違ふ。[そのため]、聖意を默窺（暗中に伺う）し、疑貳（猜疑する気持ち）漸く萌す。萬一士風 日に賤しければ、宸嚮 日に移る。明盛（盛世）の時、憂いと爲すこと方に大なり。臣（徐汧） 是を以て力めて孤忠（まっすぐな気持ち）を擧げ、幽黜を同じくするを願う。斷じて敢て不衷（不誠）の言を以て自から誅隕を取らず。惟だ聖明（皇帝） 裁察（決断）せられんことを、と。帝（崇禎帝） 聽かず。[徐]汧 尋

3) 後の記録であるが、康熙五十年（一七一）刻『東林列傳』卷十・「徐汧」につぎのようにいう。

崇禎戊辰（崇禎元年：一六二八年）に進士と成って[庶吉士になる]。庶吉士の[考]選に、上（崇禎帝） 不次（破格）の用人（選抜）せんとし、散館は親から試み、[徐汧を] 第三に拔置し、編修を授く……（康熙五十年（一七一）刻『東林列傳』卷十・「徐汧」）。

①『國權』では、「檢討」となっている。

（崇禎元年（一六二八年）に進士となって庶吉士になる。そして、庶吉士の考選にあたって、上（崇禎帝）は、破格の選抜をしたかと思ひ、庶吉士の散館は自分から試験を行ない、徐汧を第三に拔置して、編修を授けた）

この庶吉士の考選（散館）は、『國權』（卷八十九・「崇禎元年六月辛亥（二十二日）」条・五四四六頁）によれば、崇禎元年六月辛亥（二十二日）に行われている。

『國權』（卷九十一・「崇禎三年六月甲戌（二十六日）」条・五五四〇頁）によれば、崇禎三年六月二十六日に「檢討」となっている。

そして、『國權』によると、崇禎十三年四月十七日には、「左右贊善」（『國權』卷九十七・「崇禎十三年四月戊辰（十七日）」条・五八六三頁）になり、崇禎十四年三月丁亥（十二日）に「右春坊右諭德兼翰林院侍讀學士」（『國權』卷九十七・「崇禎十四年三月丁亥（十二日）」・五八九一頁）に任ぜられている。

いで乞假（休暇を願い出る）して歸る。之を久しくして、朝に還り、右庶子に屢遷し、日講官に充てらる。〔崇禎〕十四年、益王府に奉使（勅命を受けて使者となる）し、便道（朝廷に帰って復命を行なわない）して里に旋る。周延儒 再び柄國たり。數々〔徐〕汧を招くも、〔徐〕汧 應ぜず。之を久しくして、北上して鎮江に抵る。〔そこで〕、京師の陷るを聞き、一たび働なげき幾んど絶えんとす。〔徐〕汧 雅つねづね交遊を好み、聲伎（歌姫舞女）たくわを畜う。是に至り悉く屏去（暇を出す）し、獨り一室に居る。福王（弘光帝）南京に立ち、召して少詹事と爲す。〔徐〕汧 「國破れ君亡①び」、臣子 當に位かたじけなを叨くせざるを以て、具疏して固辭す。且つ宗社の喪わるは、朋黨の相い傾くに由るを痛み、書を當事に移り、以て力めて異同の見を破るを勸む。既に職に就き、「時政七事②」を陳べ、「辨人才」・「課職業」・「敦寅恭」・「勵廉恥」・「核（覈）名實」・「納忠讜」・「破情面」を曰う。復た捲捲として恩讐（仇怨）を化し、偏黨を去るを以て言を爲す。已にして馬士英・阮大鍼 政を亂す。冬十月、安遠侯の柳祚昌 疏もて〔徐〕汧を攻めて「朝服もて潞王に京口に謁するは、異志有ればなり。自から東林の巨魁を恃（自負）し、復社の諸奸の張采・華允誠・楊廷樞・顧杲と狼狽（結託）し相倚る。陛下（福王弘光帝）鼎を金陵に定むるも、彼は公然と「討金陵檄（金陵を討つ檄）」を爲る。云う所の「中原逐鹿、南國指馬」とは是れ何の語ならん。〔徐〕汧を理（刑獄をつかさどる役所）に置き、〔楊〕廷樞・〔顧〕杲の名を除き、立ちどころに提訊（審問）を行ない、其の餘黨は臣（柳祚昌）の次第（順序を追って）に糾彈するを容ゆるされんことを乞う」と謂う。疏 出で、善類 咸な懼る。〔馬〕士英 大獄を興すを欲せず、乃ち其の奏を寢む。〔徐〕汧も亦た移疾もて歸る（病気にかこつけて辭職する）。南京 守りを失うに及び、蘇州も亦た繼ぎ下る。〔徐〕汧 慨然として太息し、書を作り二子を戒めて、衣冠ととのを肅え北向稽首して虎丘の新塘橋の下に投じて死す。時方に閏六月閏三日なり。顔色 生きるが如し。郡人の赴哭する者 數千人なり。長子枋、字は昭法。崇禎十五年の郷試に擧げらるるも、隱居し著書す。高行有り（『明史彙』列傳第一百四十六・〔徐汧〕・十九葉～二十一葉：欽定『明史』もほぼ同じ）。

①『書經』周官に「推賢讓能、庶官乃和（賢を推し能に讓れば、庶官乃ち和す）」。

②『詩經』大雅・文王に「王之蠹臣、無念爾祖（王の蠹臣、爾の祖を念う無からんや）」。

③『禮記』儒行に「其難進而易退也、粥粥若無能也（其の進み難くして退き易きや、粥粥（弱弱しい）として能無きが若きなり：〔儒者は〕禮によらなければ進んで仕えない、義が合わなければ早く退く）」。

④『資治通鑑』卷四・周紀四・赧王三十一年に「〔王〕蠲曰、忠臣不事二君、烈女不更二夫、國破れ君亡、吾不能存（〔王〕蠲 曰く、忠臣 二君に事えず、烈女 二夫を更かえず。國破れ君亡ぶ、吾 存する能わず）」。

⑤この掲（上司に提出する簡略な報告）は、「崇禎十七年五月二十一日」に提出されていて、「甲申紀事」に「上都中諸當事掲」として収められる。

（徐汧、字は九一、江蘇長洲の人である。生まれて一歳にならないうちに父親が亡くなった。成長して品行を錬磨して道徳を修養し、評判となった。天啓五年（一六二五）に魏大

中が逮捕・護送されて蘇州を通り過ぎた。徐汧はお金を用立てて、その護送費用の足しにした。その後、周順昌が逮捕されると、縉騎が好き勝手に金銭を要求した。徐汧と楊廷樞は金銭を集めて要求にこたえた。崇禎元年戊辰科（一六二八）三甲一百四十二名の進士となった。そして、庶吉士となり、翰林院に留まり翰林院の本官である檢討を授けられた。中允の黃道周が錢龍錫を救おうとして降職処分となった。徐汧と同官の倪元璐が自分が身代わりになりたいと要請したものの、崇禎帝は認めなかった。徐汧は、上奏して黃道周・倪元璐の優秀さをつとめて褒めたたえ、自分から罷免してもらいたいと願い出たが、指示違反で譴責された。徐汧は、また上奏して、「人情というものには名誉と利益にとらわれるものです。だから倪元璐の身代わりとなって翰林院の職から外官に左遷してもらいたいという願いを聞いて、皆はおかしな奴だと思いました。また、臣（徐汧）の「請斥之疏」を聞くと必ず売名行為であると目くじらを立てました。これは、「賢者を推挙し才能のある者に譲り」、蓋臣（忠臣）の励むところは「禮によらなければ進んで仕えない、義が合わなければ早く退く」という儒者の氣風を知らないのです。最近、陛下（崇禎帝）の信頼されるお心を外廷に注がれておられるものの、[外廷を] 監督する権限は宦官が持つようになっています。そのため、陛下（崇禎帝）のお気持ちを暗中に伺い、猜疑する気持ちがだんだんと生じてきております。万に一つも士大夫の氣風が日々低下してゆけば、陛下のご期待が日々変化してゆきます。これは盛世のこの時ですら、憂いとなることほんとうに大きなものがごぞいます。臣（徐汧）はこうしたことから、つとめて孤忠（まっすぐな気持ち）を提出して、降格処分を同じように受けたいと思っております。決して不実の発言で懲罰を得ようとするものではありません。ただ陛下がご裁定していただけることをお願いいたします」と述べた。だが、帝（崇禎帝）は、認めなかった。徐汧は、ほどなく休暇を願い出て帰郷した。[後に] 朝廷に復歸し、右庶子に遷り、日講官に任命された。崇禎十四年、益王府の襲封の使者として派遣され、その復命を行なわずに帰郷した。周延儒が再び国政を執ると、しばしば徐汧を招いたが、徐汧は応じなかった。久しくして、北に赴こうとして鎮江に至った。そこで北京が落城したことを聞き、大きく嘆きほとんど絶えるばかりであった。徐汧はもともと交遊を好み、妓女を置いていた。こうした状況になってすべて暇を出して、ひとりで一室に居るようになった。福王弘光帝が南京で即位し、徐汧を召し出して少詹事とした。徐汧は、国家が減んで君主が亡くなられ、臣下がみだりに官職につくものではないということで、奏上して辞退した。そして国家が減びるのは、朋黨どうしがお互いに排除しあうことによるということを感じて、書を実力者に送って、意見の相違をなくすように勧めた。[そうして] 官職（詹事府少詹事翰林院侍讀學士）につくようになり、「時政七事」を提出した。それは、「辨人才」・「課職業」・「敦寅恭」・「勵廉恥」・「核（覈）名實」・「納忠讜」・「破情面（情実を打破する）」のことであった。また、努力して怨恨を解き放ち、私情に偏ることをなくすようにと述べた。ほどなく馬士英と阮大鍼とは政治を乱すように

なった。十月になって、安遠侯の柳祚昌が上奏して徐汧を攻撃して、「礼服を着用して京口で潞王に拝謁したのは、ふたごころがあったからです。自分から東林の巨魁であると自負し、復社の諸奸の張采・華允誠・楊廷樞・顧杲と結託して相い親しんでいます。陛下（福王弘光帝）が都を金陵に定められたにもかかわらず、徐汧は公然と「討金陵檄（金陵を討つ檄）」を作りました。そのなかで『中原逐鹿，南國指馬』と言っておりますのは、どういう意味でしょうか。徐汧を取り調べの役所に置き、舉人の楊廷樞・監生の顧杲の資格を剝奪し、すぐに審問を行ない、その他の徒党については、臣（柳祚昌）が次々と弾劾するのをお認めになることを願ひあげます」という。上奏文が提出されて、有徳善良な人たちは皆な自分自身のことを心配した。馬士英は疑獄を起こすことを望まず、その上奏を受け付けなかった。そして徐汧も病気にかこつけて辞職した。南京が陥落して、蘇州もまた続いて降った。徐汧は深く慨嘆して、書簡を書いて二人の子供を戒めて、衣冠を肅え北に向かつて稽首し、虎丘の新塘橋のたもとに投じて亡くなった。時はちょうど閏六月の三日を經ていた。顔色は生きているようであった。都城の赴き哭する者は数千人となった。長男の徐枋、字は昭法、崇禎十五年の郷試に中式したものの、隠居し著述にはげんだ。高尚な品行の持ち主であった）

なお、『南渡録』によると、崇禎十七年十月二十二日に、安遠侯の柳祚昌が福王政権のもとで詹事府少詹事翰林院侍讀學士となっていた徐汧を弾劾したことが記されている。それは、つぎのようなことであった。

安遠侯の柳祚昌 疏もて詞臣の徐汧等を評る。尤さず。

[柳] 祚昌 疏もて言う、皇上の中興は應運（時勢の流れにしたがう）なるに、姦臣 陰かに兩端（どっちつかずの態度）を懐く。誰が朝衣朝冠もて他藩（潞王）に京口の驛前に謁見し、而して偶然（でたらめ）として擁戴せんとする者なりと問へば、詞臣の徐汧なり。[徐汧は] 自から東林の渠魁・復社の護法を恃（自負）す。狼狽（結託）して相倚るは、則ち復社の凶の張采・華允誠、至貪至横の舉人の楊廷樞有り。鷹犬（走狗となる）たりて先驅するは、則ち極險極狂の監生の顧杲有り。皇上（福王弘光帝）の鼎を金陵に定むるも、彼れ公然（共同）として「討金陵檄」を爲る。云う所は「中原逐鹿，南國指馬，析哀犬羊，分地盜賊」と。是れ何等の語なり。乞う大いに乾斷（帝王の権力）を奮い、立ちどころに徐汧を逮（逮捕）し、舉人の楊廷樞・監生の顧杲を革去し、先ず提問（審問）を行なわんことを。[そして]、其の餘の徒黨、臣（柳祚昌）の次第（順序を追って）に參指するを容し、恭しみて斧鉞（刑罰）するを請う、と。疏奏ありて、命じて之を已む（『南渡録』卷之三・「崇禎十七年」十月丙子（二十二日））条）。

（安遠侯の柳祚昌が、奏上して「皇上（福王弘光帝）が南京で明朝を中興されたのは、時勢の当然によったのであるのに、姦臣はどっちつかずの態度をとっています。朝服を着用して、京口で潞王に拝謁して、でたらめに潞王を擁戴しようとしたものは誰かと問えば、詹

事府少詹事翰林院侍讀學士の徐汧です。徐汧はみずから東林の渠魁・復社の護法を自負しております。また結託して付き従うのは、復社の凶の張采・華允誠や至貧至横の舉人の楊廷樞です。走狗となって走り回っておりますのは、極陰極狂の監生の顧杲です。皇上（福王弘光帝）が南京を都となさったのに、彼らは共同で「金陵を討つの檄」を作りました。そのなかで『中原逐鹿，南國指馬，祈哀犬羊，分地盜賊』と言っております。これはどういう意味でしょうか。皇上（福王弘光帝）がご決断になって、すぐに徐汧を逮捕し、舉人の楊廷樞・監生の顧杲を除き去り、まず審問を行ない、その他の徒党については、臣（柳祚昌）が次々と弾劾するのをお認めになり、刑罰を加えていただくことを願います」という。この疏文は、提出されたものの、認められなかった）

このことは、祁彪佳（字は虎子，一の字は幼文，又の字は宏吉，号は世培。浙江山陰の人。明・萬曆三十年十一月二十二日（西暦：一六〇三年一月三日）～弘光元年（清・順治二年）閏六月五日（西暦：一六四五年七月二十七日）。天啓二年壬戌科（一六二二）の三甲二百四十名の進士）の『祁忠敏公日記』にも記録されている。

〔崇禎十七年〕十一月初一日，邇來（近頃），時局の諸君〔潞王などの〕他藩を擁戴するを以て諸君子の罪と爲すこと多し。而して安遠侯の柳祚昌 遂に此れを以て徐九一（徐汧）・楊維斗（楊廷樞）諸君子を參す……（『祁忠敏公日記』日曆・甲申歲・「崇禎十七年十一月初一日」条・四十七葉）。

（この頃、政局を担当している人たちは、福王弘光帝の代わりに潞王などの諸王を推戴しようとしていたということをもって諸君子の罪状としていることが多い。安遠侯の柳祚昌もこれを用いて徐汧や楊廷樞などの諸君子を弾劾した）

このことをめぐって、徐汧たちを助けようとした徐汧の友人の楊無補が尽力して収まったと徐汧の長子の徐枋（字は昭法，号は俟齋，別号は秦餘山人。江蘇長洲の人。明・天啓二年（一六二二）～清・康熙三十三年（一六九四）。崇禎十五年（一六四二）の舉人）はいう。

弘光の時，權奸 黨禍を構え（計画する），名賢を殺戮し，遂に蜚語を煽り，先文靖（徐汧）に染逮（及ぶ）す。勢い岌岌として殆し。親戚交遊 禍を畏れて觀望す。而れども先生（楊無補） 獨り策蹇（足の萎えた驢馬に乗る）し金陵に至り，知る所に語げて曰く，「天下の事 見る可し。而して尚お大賢を殺し以て己私を快くせんと欲するや」と。先生（楊無補） 舊と金陵に居り，金陵の名公貴人 先生（楊無補）の友に非ざる者無し。故に其の言 重きに足る。而して事は亦た尋いで已む（『居易堂集』卷六・序・「楊隱君曰補六十壽序」）。

（福王弘光帝の時，權力をもてあそんだ奸臣が黨禍（派閥間の争いによる災難）を起こすことを考えて，名賢を殺戮して，根拠のないことばを煽り立て，先文靖（徐汧）にまで及んだ。その勢いは非常に危険な状況であった。親族や知人は，禍を恐れて傍觀していた。しかし先生（楊無補）はひとり安い驢馬に乗り南京に行つて，知り合いに告げて「天下の事

を[しっかり]見てみるべきである。大賢を殺害して自己満足させようとするのか」と言った。先生(楊無補)はもともと、南京に住んでいて、南京の名のある人や高官たちは、先生(楊無補)の友人でない者はいなかった。そのためその発言は十分に重んじられたのである。そして、事態はまた収まった)

そして、徐枋はさらに詳しくつぎのように伝えている。

楊無補 名は補、其の先は江西清江の人なり。父の潤 始めて吳に徙り、遂に吳人と爲る。……崇禎の初め、禮部尚書の董其昌・徵君の陳繼儒「一代風流」(杜甫「哭李常侍嶧」詩)の冠爲り。而して文相國震孟(文震孟)・姚宮詹學士希孟(姚希孟) 天下の重望(崇高な聲望)を負う。皆な詩文を以て[楊]無補を推許(推奨して稱賛する)し、呼びて小友と爲す。是に於いて[楊]無補の名 一時に重んぜられ、都下を傾動(震動)す。館閣(翰林院)の諸公 之と友と爲らざる者無し。而して同里の徐文靖公(徐汧)と尤も善しと云う。貴陽の楊文驄は、名士なり。書畫を善くし、詩を能くし、其の才を自負し、一世(天下)を遺忽(輕視)するも、顧だ獨り[楊]無補を重んず……甲申(崇禎十七年：一六四四年)五月、北都の變を聞き、遂に吳門に歸り、鄧尉山に隱居す。時に崇禎十七年なり。南都 再建し、柄國(馬士英)の諸公 舊遊多し。屢しば之に一出を趣すも、終に應ぜず。……時に賊臣 文靖公(徐汧)を搆(誣告して罪に陥れる)すること甚だ急なり。而して楊文驄 柄國(馬士英)なる者の至親(親戚)爲り。武部郎に官たりて、^{とうと}貴ばれて用事(仕事する)し、言う所は當を柄國(馬士英)なる者に得ざるは無し。[そうしたことから]、[楊]無補 曰く、「龍友(楊文驄)言わざれば、以て交わりを絶つ可し」と。「龍友」とは、[楊]文驄の字なり。乃ち立ちどころに起きて金陵に如き、[楊]文驄に^つ語げて曰く、「天下 文章聲氣を以て君(楊文驄)を推すこと三十年に^{なんなん}垂とす。天下の交りて君(楊文驄)を重んずる所以の者は、君(楊文驄)の能く善類(善良な人・有徳の士)を^{たす}右け、正人に附するを以てなり。君(楊文驄) 柄國なる者(馬士英)に於いて至親(親戚)爲り。君(楊文驄)の言は當を得ざる者無し。天下 徐公(徐汧)の天下蒼生の望みを^お負うを聞かざるは莫し。天下 方に之が相と爲りて、以て大業を^{たす}佐くを倚望(依頼して敬慕する)す。君(楊文驄) 能く言うの地に居る。而して推轂(助力)を爲さず。天下故に失望す。今、事は急なり。君 固より何を以て天下に謝せん」と。語 未だ卒らざるに、[楊]文驄 曰く、「子(楊無補)の某(楊文驄)を責めるは是なり。子(楊無補)の言を^{とりた}徴て、吾(楊文驄) 己に之を相君(宰相：馬士英)に謁(請求)す。[しかし] 此れ相君(宰相)の意に非ず、尋(探求)して當に解すべきのみ」と。是に於いて[楊無補は]即ち金陵を出て歸る……(『居易堂集』卷十二・傳・「楊無補傳」)。

(楊無補、名は補、もともとは江西清江の人で、父親の楊潤が蘇州に移り住み、とうとう蘇州の人となった。崇禎年間の初め禮部尚書の董其昌や徵君の陳繼儒は、当世の最も傑出した人たちであった。そして、文相國震孟(文震孟)・姚宮詹學士希孟(姚希孟)は天下の声

望を担っていた。こうした人たちがすべて詩文をもって楊無補を称賛して「小友」と呼んだ。こうしたことから、楊無補の名前は当時重んじられ、城市を震わせた。館閣（翰林院）の諸公は、楊無補と友人とならないものはいなかった。そして、同郷の徐文靖公（徐汧）と最も親しいといわれた。貴陽の楊文驄は名士であった。書画に精通し、詩をうまく作り、その才能を自負して、天下の人たちを軽視したが、ひとり楊無補だけは重んじた。甲申（崇禎十七年：一六四四年）五月になって、北京の陥落を聞いて、とうとう〔南京から〕蘇州に帰り、蘇州近郊の鄧尉山に隠居した。時に崇禎十七年のことである。南京では、新政権が成立し、国政を担当した人たちは、旧からの知り合いが多かった。しばしば出仕を促したが、楊無補はとうとう応じなかった。この時、賊臣がひどく文靖公（徐汧）を誣告して罪に陥れようとした。そして、楊文驄は政権の実力者（馬士英）の親戚であり、兵部郎の官に就いて、重んぜられて執務し、進言はすべて政権の実力者（馬士英）に聞き届けられた。そうしたことから、楊無補は、「龍友が進言しないのならば、交わりを絶つ」と言った。「龍友」とは、〔楊〕文驄の字である。そしてすぐに南京に行き、〔楊〕文驄に、「世間では、文章や気概で貴君（楊文驄）を高く評価するようになって三十年になろうとしている。世間が貴君（楊文驄）と交際して重んじる理由は、貴君（楊文驄）が善良な人たちを助け、正しい人たちの側に立っているからである。貴君（楊文驄）は、馬士英の親戚である。貴君（楊文驄）の進言は、採用されないものはない。世間では、徐公（徐汧）が天下の人々の望みを担っていることを聞かない者はいない。世間では、徐公（徐汧）が宰相となって、天子の大業を援助してくれることを望んでいる。貴君（楊文驄）は、うまく進言できる立場にいる。なのに助力しようとしな。だから世間は失望している。いま事は急を要している。貴君（楊文驄）は、どのようにして世間に謝罪するのか」という。言葉が終わらないうちに、楊文驄は、「貴君（楊無補）が某（楊文驄）を非難するのは間違っていない。貴君（楊無補）の言葉を取り上げて、私（楊文驄）はすでに宰相（馬士英）にお願いしておいた。だが、徐汧たちを攻撃したのは、宰相（馬士英）の考えではない。調べて理解してもらいたい」という。こうして、楊無補は南京を出て帰っていった

こうして徐汧は、崇禎十七年（一六四四）三月十九日に崇禎帝が自死してから後、国家に殉じることだけを考えるようになったようである。徐枋は、つぎのように伝えている。

……崇禎十七年（一六四四）甲申三月十九〔日〕の變より、先公（徐汧）益しだいに聲伎（歌姫舞女）を屏（放逐）し、媵侍（妾と婢）を出し、惟だ死するを以て念と爲す。故に除夕及び〔崇禎十七年の翌年にあたる〕弘光元年元旦に於いて、遂に家人をして賀歳（新年を祝う）を得ず、拜禮を行なわしめず。其の度歳（過年）を爲すや黯然として光無し。余（徐枋）が兄弟 先公（徐汧）の意を痛み、歎歎するを禁ぜず。而して先公（徐汧）は、則ち已に涙 衣袖うるおを浥す。是の年の夏閏六月、先公（徐汧）即ち汨羅の遊を爲す。余（徐枋）が兄弟 先人の意を痛み、度歳に當る毎に、則ち僅かに先人の木主に一拜するのみ。

家人も亦た賀歳せず。兒輩も亦た拜謁せず。十有三年 未だ嘗て改めざるなり……(『居易堂集』卷八・記・「病中度歳記」)。

(崇禎十七年三月十九日の變が起こってから、先公(徐汧)は、だんだんと歌妓に暇を出し、妾婢を手放し、ただ死ぬことだけを思っておられた。そのため、崇禎十七年の大晦日と崇禎十七年の翌年にあたる弘光元年元旦に、とうとう一家の人たちに新年のお祝いをさせず、拜礼も行なわせなかった。その年越しをするについて、沈んで華やかさはなかった。私たち兄弟は、先公(徐汧)のお気持ちを痛んで、泣きじゃくることを止められなかった。そして、先公(徐汧)はすでに涙で衣服や袖をしめらせておられた。この年の閏六月に先公(徐汧)は、水の中にお隠れになった。私たち兄弟は、先人の気持ちを痛んで、新年を迎えるたびに、わずかに先人の木主を一回拝するだけであった。一家の者たちもまた新年のお祝いをせず、子供たちもまた、新年の拜謁をしなかった。十三年の間、この習慣は改められることはなかった)

さらに、范公柱(字は石夫。江蘇長洲の人。崇禎十五年(一六四二)の舉人。范仲淹の裔孫)は、徐汧についてつぎのように記している⁴⁾。

勿齋太史(徐汧)先帝(崇禎)の變に當り、已に義として生きるを欲せず、虎邱の長蕩(沼沢)に避跡(隠れ住む)し、一泓秋水(一筋の澄んだ水)朝夕に徘徊す。乙酉(順治二年：一六四五年)六月十二日、剃髮の令有り。黙として一言も無し。是の晩、月明にして晝の如し。酒を以て諸從に徧犒し、躬から船舷に倚り、月に對して獨り坐し、突として水中に躍る。人 救うに及ばず(同治九年(一八七〇)刻『鷗陂漁話』卷第四・「范石夫朋舊尺牘跋語」条・十四葉～十五葉)。

(勿齋太史(徐汧)は、先帝(崇禎)がお亡くなりになったことで、すでに義としては生き続けようとは望まなかった。虎邱のほとりに隠れて住み、一筋の澄んだ水を朝夕にさまよった。乙酉(順治二年：一六四五年)六月十二日に剃髮の命令が出され、黙ったままで一言もなかった。この日の晩は、月が明るく昼のようであった。酒を從者すべてにふるまって、自分から船べりに寄りかかり、月に對してひとりで座り、突然に水中に躍り込んだ。人々

4) このコメントは、葉廷瑄(字は紫陰、号は調生・愛棠・茗生・蛻翁・蛻廬病隱・十如老人。蘇州吳縣の人。乾隆五十七年〔一七九二〕～同治八年〔一八六九〕。廩貢生候選訓導/吳縣諸生の『鷗陂漁話』に、記録されている。葉廷瑄によると、范公柱が交際していた人たちから受け取った書簡を集めた「朋舊尺牘」十冊に記された范公柱自身の跋語であるという。

明末の范石夫孝廉の「朋舊尺牘」十冊、余(葉廷瑄)友人より借り觀る。考ふるに乾隆『蘇州府志』(卷三十八・選舉三・六十二葉)に、[字は]石夫、名は公柱、長洲の人、とあり。文正公(范仲淹)の裔孫、崇禎壬午(崇禎十五年：一六四二年)の舉人なり。交わる所は皆な一時の名流碩徳にして、後に多く大節を成す者有り。石夫(范公柱)諸公の尺牘の後に各々跋語を綴る。余(葉廷瑄)其の遺聞逸事に涉り文献の徴に備える可き者有るを擇び、二十餘條を摘録す。尺牘は、文 繁なれば、未だ寫出するに暇あらざるなり(同治九年(一八七〇)刻『鷗陂漁話』卷第四・「范石夫朋舊尺牘跋語」条・十四葉)。

は救うことができなかった)

楊焯（字は明遠。長洲の人）の『懷古堂詩選』の「過新塘橋弔徐文靖公詩」の自注では、つぎのように記している。

乙酉（順治二年：一六四五年）六月十二日夜、公（徐汧）一小船に坐し、夜の早晩を問い、旦を待ちて水に赴く。曰く、[旦を待ったのは]吾尸を取むるに便なるを以てなり、と（『懷古堂詩選』卷第一戊子至乙巳・「過新塘橋弔徐文靖公詩」・十五葉）。

これは、范公柱の伝えるところと少し異なっている。なお、『懷古堂詩選』卷第一には、戊子（順治五年：一六四八年）から乙巳（康熙四年：一六六五年）までの詩が収められている。

少し後の編纂になるが『自靖録考略』では、福王弘光帝の政権が南京で成立してからの徐汧について、憶測を交えてつぎのように記している。

蘇州府長洲縣郷紳の協理詹事府事少詹事兼翰林院侍讀學士の徐汧、字は九一、號は勿齋、又たの號は觀隅、崇禎戊辰（崇禎元年：一六二八年）の進士なり。甲申（崇禎十七年：一六四四年）、京都 陥り（攻め落とされる）、[徐汧は]號働 已まず。南中に福王立ち、威な謂う、中興 望む可し、と。[徐汧] 獨り感然として曰く、相に王導・謝安無し。將は祖逖・陶侃に非ず。區區たる新造（新たに成立した政権）の江左（長江下流以東）は、分門別戸（別々の派閥）ありて燕雀處堂（危ういところにいるのにそれに気づかない）なり。其れ能く久しく安んぜんや。吾 惟だ一死有りて以て十七年の憂勞（苦勞）する故主に報ずるのみ、と。毎に園中の池を指して曰く、此れ余（徐汧）の止水なり、と。自から其の像に題し苦藁（草藁）の間に置きて曰く、「[徐汧] 汧は罪臣なり。當に藁に席すべし。孤臣なり。當に苦に寝る^①（喪に服する時の苦をしとねとする）べし」と。南京 守られずと聞き、徬徨（気持ちが不安定になり）飲泣して、生きんと欲せずと誓う。將に莊舎に引決（自殺）せんとするも、莊僕の覺る所と爲りて死するを得ず。既にして書を親友に致して云う、今、紳士 貝勒を郊迎せんと欲す。乃ち弟（徐汧）の大節に臨むの時なり、と。閏六月、郡中 將に起兵せんとするを聞き、喟然として曰く、義として正しからざるに非ず。其れ力足らざるを如何せん、と。十一日辛卯、山中より夜に小舟を泛べて虎邱に至る。月下に沽酒（買った酒）もて獨り飲む。飲むこと罷め、衣冠を肅え北向して稽首し、從容として虎邱の後谿の新塘橋の下に赴きて、自沈して之に死す。一老僕 躍り入りて隨い殉ず。子の枋、字は昭法は、壬午（崇禎十五年：一六四二年）の舉人なり。靈巖の山中に隱る。[徐汧に対して] 禮部尙書を贈り、文靖と諡す（『自靖録考略』卷五・江南殉難下・蘇州府順治乙酉丙戌丁亥・「徐汧」条・三葉～四葉）。

①『禮記』問傳に「父母之喪、居倚廬、寢苫枕塊（父母の喪には、倚廬（仮の廬）に居り、苫に寝て塊を枕とす）」。

②割注：王逢辰 按ずるに『史外（前明忠義別傳）』[卷二十一] 徐宮詹傳に、公（徐汧）少くして孤貧。節母（節婦）の朱氏に事えて至孝。嘉善（浙江嘉興府嘉善縣）の魏公大中 逮われ呉を過ぐ。公（徐汧）

其の忠直を慕い、内子（自分の妻）の簪珥を罄くして質とし之に金贈す。周公順昌 聞きて嘆じて曰く、
 國家 士を養うこと三百年。徐生の如き者は眞に歳寒の松柏なり（『論語』子罕に「子曰、歳寒、然後知
 松柏之後彫也（子 曰く、歳寒くして、然る後に松柏の彫むに後るるを知るなり）」）、と。

（蘇州府長洲縣郷紳の協理詹事府事少詹事兼翰林院侍讀學士の徐汧、字は九一、號は勿齋、
 別號は觀隅で、崇禎戊辰（崇禎元年：一六二八年）の進士である。甲申（崇禎十七年：一
 六四四年）到北京が攻め落とされると、徐汧は慟哭し続けた。南方で福王が即位し、皆が、
 明王朝の中興は期待できる、と言った。徐汧は、ひとり憂鬱な様子で、宰相に西晉の時の
 王導・謝安のような人物がおらず、將軍たちは祖逖・陶侃のような人物ではない。ちっぽ
 けな成立したての政権の江南は、それぞれの派閥に分かれ、危ういところにいながらそれ
 を理解していない。どうしてずっと安定させることができるのだろうか。私はただこの命
 をささげて、十七年間にわたってご苦勞された崇禎帝にご恩返ししたい、と述べた。そし
 て、いつも自宅の庭園の池を指さして、これが私（徐汧）の住む水である（澄み切った気
 持ち）と言った。自分の肖像画に題字を書いて草藁に置いて、「徐汧は罪臣である。だから、
 ござに置くべきである。孤臣である。だから、喪に服すべきだ」と言った。南京が攻
 略されたと聞いて不安定になりひどく泣き、生きてはいけないと誓った。別宅で自裁しよ
 うとしたが、従者に気づかれて死ぬことはできなかった。そうして手紙を親戚友人に送っ
 て、いま郷紳たちは清政権の貝勒を郊外で出迎えるという郊迎の禮で迎えようとしている。
 まさに私（徐汧）が大節に臨むときである、と言った。順治二年閏六月に蘇州城内で清政
 権に対する反乱が起こったことを聞き、嘆き惜しんで「義としては正しくないということ
 はない。しかし軍勢の不足はどうしようもない」と言った。閏六月十一日に、避難先の山
 中から夜に小舟を泛べて虎丘に至った。月明りの下で酒を一人で飲んだ。そして飲むのを
 止め、衣服を整えて北に向かって叩頭し、悠然として虎丘の後ろにある新塘橋の下に行っ
 て飛び込み亡くなった。ひとりの老僕も飛び込んで、それに従った。徐汧の子供の徐枋、
 字は昭法は、壬午（崇禎十五年：一六四二年）の舉人であった。清朝になってからは、蘇
 州近郊の靈巖の山中に隠居した。徐汧に対して禮部尙書が贈られ、文靖と諡された）

なお、徐汧の祠堂が康熙二十四年（一六八五）に江寧巡撫であった湯斌（康熙二十三年六月
 二十一日（西暦：一六八四年八月三日）～二十五年三月二十日（西暦：一六八六年四月四日）
 在任）によって建てられている。

徐文靖公（徐汧）の祠は、西隱山房の旁に在り。明の少詹事の〔徐〕汧を祀る。國初康熙
 二十四年（一六八五）、巡撫の湯斌 建つ。尋いで廢す。王喆生（字は素巖。江蘇青浦の
 人。康熙二十一年壬戌科（一六八二）二甲六名の進士）の「彭定求行狀」に「徐文靖（徐
 汧）祠は、向に虎丘に建てらる。之を毀す者有り。先生（彭定求：字は勤止、一字は南昫。
 江蘇長洲の人。順治二年（一六四五）～康熙五十八年（一七一九）。康熙十五年丙辰科（一
 六七六）の狀元） 當事に告げ、醜資して、復た長洲の學宮の中に建つ」と（乾隆五十七年

（一七九二）『虎阜志』卷四・祠祀・「徐文靖公祠」条／『桐橋倚棹錄』卷四・祠宇）。

（徐文靖公（徐汧）の祠堂は、西隱山房の傍にあった。明の少詹事の徐汧を祀っている。清朝初めの康熙二十四年（一六八五）に巡撫の湯斌が建てたが、廢絶した。王喆生^{てつ}の「彭定求行狀」によれば、徐汧の祠堂は虎丘に建てられたが、毀す者がでてきた。彭定求は当事者に告げて、資金を工面して、また長洲の縣學の中に祠堂を再建したという）

ただ、湯斌によって建てられた祠堂は廢絶したため、湯斌の弟子である彭定求が、資金を調達して長洲の縣學に祠堂を再建したという。

（つづく）